

重度心身障害者医療費助成に係る「現物給付」方式を求める意見書

障がいのある方々の暮らしは、身体的苦痛に加え経済的にも年々厳しさを増しています。

そのような中、「医療費助成制度など」公的支援制度の創設は、障がい者の自立と社会参加に大きく貢献しています。

しかし、一方で「医療費助成制度」を使い、医療機関を利用する場合の不自由さを訴える声が聞こえてきます。

障がいを持ちながらの受診には、当然介助の必要な人、公共交通機関の利用が欠かせない人もあり、薬局への移動や子ども同伴の受診など、健常者では理解できない苦痛を伴うとの報告もなされています。

何よりも、現在の償還払い方式では、経済的な理由で受診をためらうケースもあります。

「現物給付」は、医療費の増高を危惧するとの声もありますが、現実には障がい者が自らの不自由さをおして頻繁に受診することは考えられません。

むしろ、軽度のうちに受診することで、重症化を避けられる場合が予想されます。

既に、全国 29 都道府県において「現物給付」が制度化されており、鹿児島県においても「重度心身障害者医療制度」が、より利用しやすい制度になるよう下記事項について対応されるよう要望いたします。

記

- 1 重度心身障害者医療制度の現物給付を実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県日置市議会
議長 漆島政人

鹿児島県知事 三反園 訓 殿